パブリックコメント意見募集

無料配布用(ご自由にお持ち帰りください)

※意見提出用紙も添付しています

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の実施について

問い合わせ先:河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 保健福祉部

いきいき高齢・福祉課

0721 - 53 - 1111

1、介護予防・日常生活支援事業(略称 = 「新しい総合事業」)とは

急速に少子高齢化が進展する中、介護予防の推進に向けた介護保険法の改正が行われ、平成 29 年 4月から(一部先行実施自治体あり)全国の市町村において「新しい総合事業」を実施することとなりました。

この新しい総合事業は、介護保険制度上の「要支援者」やこれに準じる高齢者に対するサービスの 一部(介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービス)を制度改正し、市町村の実情に応じ て、在宅高齢者等への効果的な介護予防事業と日常生活支援事業の推進を図るものです。

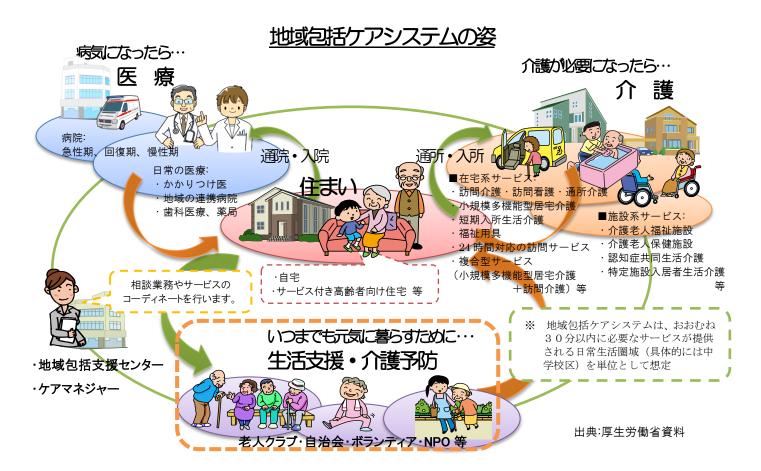
2、新しい総合事業実施の背景

(1)「地域包括ケアシステム」の構築

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者がたとえ重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくためには、「地域包括ケアシステム」の構築を実現することが重要であると言われています。

「地域包括ケアシステムの構築」とは、地域において必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービス等が包括的に確保されている状態のことであり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものとされています。

また、地域包括ケアシステムは、医療・介護等の制度や専門職の充実とともに、地域住民・団体やボランティアなどの「地域のカ」が一体となって構築されなければなりません。



(2) 介護保険サービスの効率化・重点化

①高齢者の生活支援ニーズの拡大

予防給付対象者のニーズは、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援サービスを必要としているケースが大半を占めています。高齢化率の上昇に伴い、単身や高齢者のみ世帯がさらに増加し、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していきます。

②生活支援ニーズを担う介護人材の不足

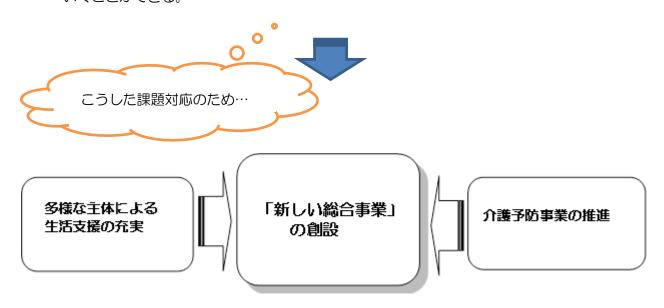
介護、支援を要する高齢者が増加する半面、支援の担い手となる生産年齢人口が減少していくため、増大する生活支援ニーズに対応する介護専門職の人材不足が加速化していきます。

③中重度者対応への重点化

要介護状態が重度化しても、住み慣れた地域で生活を継続するためには、身体介護などの専門的技術を要する介護人材によるサービスの提供が必要です。今後、専門的技術を要する介護人材は、中重度の要介護者への対応に重点化されることとなります。



- ◇社会保障制度を維持継続していくためには、要支援者等「軽度者」の生活支援サービスは、 介護・福祉の専門職だけでなく、多様な主体を幅広く「担い手」として参画させていくこと により充実していかなければならない。
- ◇介護予防事業の推進をより一層進めなければならない状況の中で、高齢者自身も担い手と なることができるサービス制度を創設することにより、自らの介護予防活動を促進させて いくことができる。

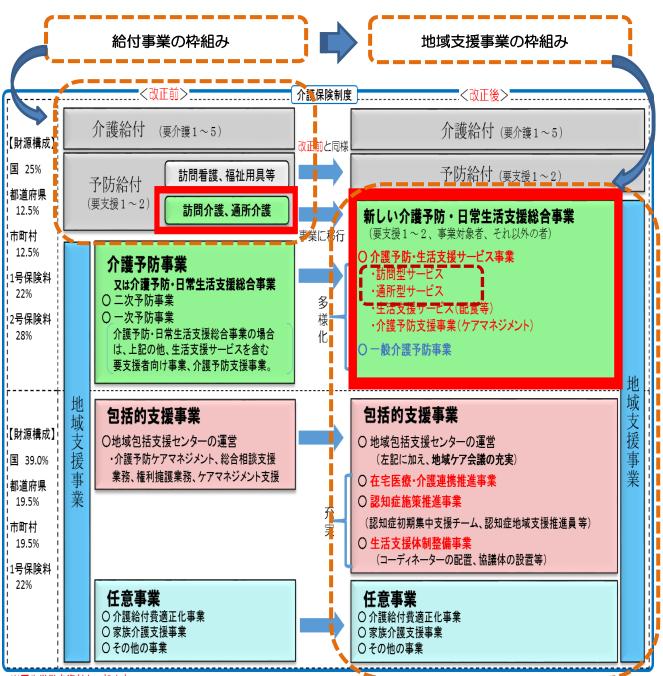


(3) 新しい総合事業の位置づけ

現行制度で、要支援者に対する「訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「通所介護(デイサービス)」は、介護保険制度の「(予防)給付事業」の枠組みの中で行われていますが、新しい総合事業 実施後は、「地域支援事業」という枠組みの中で、現行の介護予防事業と一体的に実施することとなります。

「地域支援事業」は、「給付事業」と同じ介護保険制度の一部で財源構成も同様ですが、全国一律の「給付事業」の枠組みと異なり、市町村の地域実情に応じた事業実施が可能となります。

【制度改正の概要】

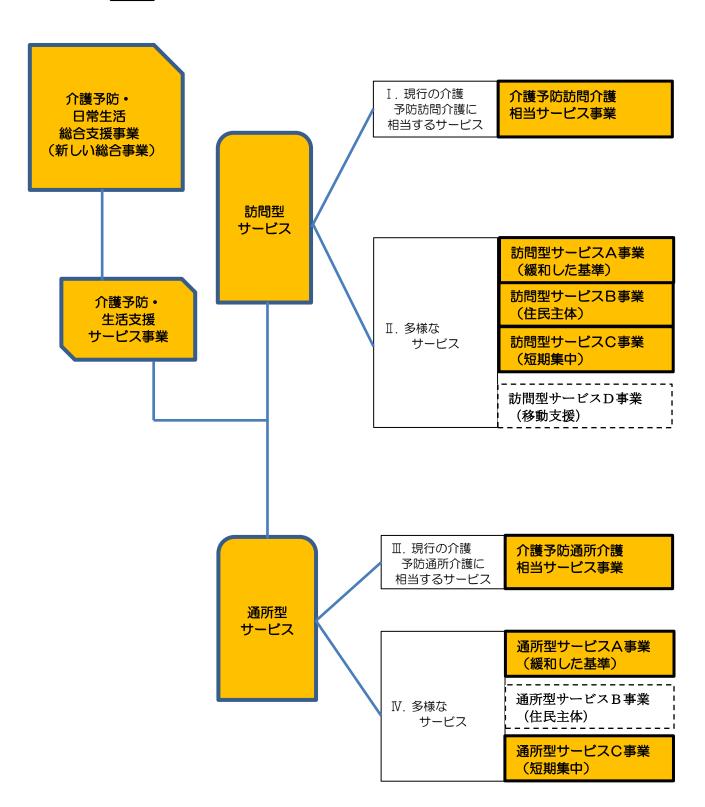


3、本市における新しい総合事業の実施内容

(1) 事業の主な構成

国が示すガイドラインでは、下図のとおり訪問型・通所型サービスとも、「現行の予防給付に相当するサービス(I、Ⅲ)と多様なサービス(Ⅱ、Ⅳ)に大きく分類されます。

本市では、現行の予防給付に相当するサービスを引き続き実施するとともに、多様なサービスとして のサービスを実施します。



(2) 本市における「訪問型サービス」の実施内容

平成 29 年 4 月から実施する「訪問型サービス」の概要は、以下のとおりです。

区分		I. 現行の介護予防 訪問介護相当サービス	Ⅱ.多様なサービス		
1	サービス 種別	介護予防訪問介護 相当サービス事業	<u>訪問型サービスA事業</u> (緩和した基準による サービス)	<u>訪問型サービスB事業</u> (住民主体による サービス)	訪問型サービスC事業 (短期集中サービス)
2	サービス の内容	現行の介護予防訪問介護と同様 のホームヘルプサービス。 ◇身体介護サービス ・通院介助、外出介助、 身体整容、服薬介助など ◇ (家事)生活援助サービス ・掃除、洗濯、買い物、 調理、配下膳など	現行の介護予防訪問介護と 同様のホームヘルプサービ スのうち、生活援助サービス ・掃除、洗濯、買い物、 調理、配下膳など	1回1時間程度で完了するような軽易な日常生活上の援助サービス (老計10号では対象と	保健師等の専門職による、3~6ヶ月の短期での居宅における機能訓練等
		調達、配下語など※生活援助(老計 10 号に基づくサービス)	※生活援助(老計 10 号に基 づく家事援助サービス)	ならない軽作業も対象と なります。)	
3	サービス提供者	市が指定した事業者の 訪問介護員	市が指定した事業者の職員 で、訪問介護員や一定の研修 を修了した人	シルバー人材センターの会員	市の保健師やリハビリ テーションの専門職
4	サービス 単位と利 用上限 ※単価 × 単 = 事	○週1程度、月4回まで 266単位/回、 上限 1,168単位 ○週2程度、月5~8回まで 270単位/回、 上限 2,335単位 ○週2超、月9~12回まで 285単位/回、 上限 3,704単位 ●単価 10.42円/1単位	○週1程度、月4回まで 220単位/回、 上限 968単位 ○週2程度、月5~8回まで 224単位/回、 上限 1,936単位 ○週2超、月9~12回まで 237単位/回、 上限 3,072単位 ●単価 10.42円/1単位		
5	利用者負担	④の事業費の 1 割(または 2 割)	④の事業費の 1 割(または2割)	1回1時間あたり 500円~1,000円	なし
6	運営基準	現行の介護予防訪問介護事業の 人員・設備・運営基準と同じ基準	現行の介護予防訪問介護事 業の人員・設備・運営基準を 一部緩和した基準	個人情報の保護等、最低 限の基準	_

※老計 10 号: 厚生労働省通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」で定める訪問介護の対象となる業務内容を示した通知

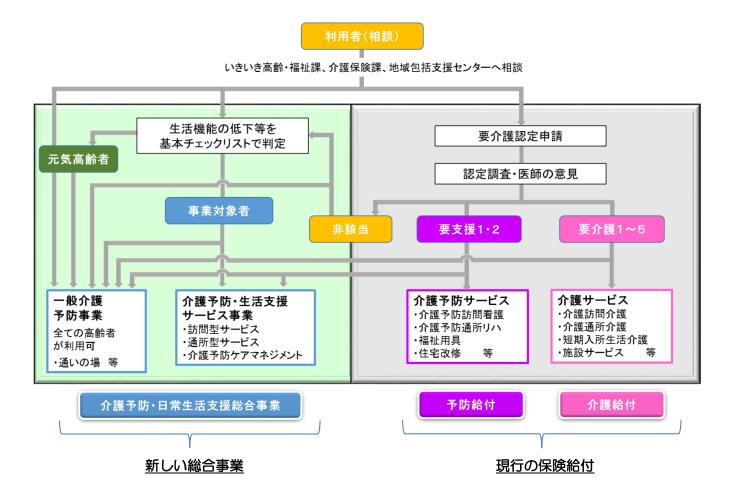
(3) 本市における「通所型サービス」の実施内容

平成29年4月から実施する「通所型サービス」の概要は、以下のとおりです。

	区分 II. 現行の介護予防通所介護 相当サービス		Ⅳ. 多様なサービス		
1	サービス 種別	介護予防通所介護 相当サービス事業	通所型サービスA事業 (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC事業 (短期集中サービス)	
2	サービス の内容	介護予防通所介護と同様のサービス	介護予防通所介護に係る基準よりも 緩和した基準により、高齢者の自立支 援に資する機能訓練又は生活支援の ための通所事業	生活行為を改善するため、3~6ケ 月の短期間でトレーニング機器を使 用した運動プログラム	
6	サービス提供者	介護予防通所介護事業者の従事者	主に雇用されている労働者、ボランティア 等	保健・医療の専門職	
4	サービス 単位と利 用上限 ※単位× 単価= 事業費	○週1程度、月4回まで 378単位/回、 上限 1,647単位 要支援1・事業対象者 ○週2程度、月5~8回まで 389単位/回、 上限 3,377単位 要支援2・事業対象者	○週1程度、月4回まで 336単位/回、 上限 1,466単位 要支援1・事業対象者 ○週2程度、月5~8回まで 346単位/回、 上限 3,006単位 要支援2・事業対象者		
5	利用者負担	④の事業費の 1 割(または2割)	④の事業費の 1 割(または 2 割)	なし	
6	運営基準	現行の介護予防通所介護の人員・設 備・運営基準と同じ基準	現行の介護予防通所介護の人員・設 備・運営基準を一部緩和した基準	_	

(4)「新しい総合事業」のサービス利用の流れ

新しい総合事業の実施後、各種のサービス利用にあたっては下図のとおりの流れとなります。



◇新しい総合事業や保険給付サービスの利用にあたっては、市の窓口やお近くの「地域包括支援 センター」でご相談ください。

窓口では、サービス利用を希望するご本人やご家族の状況、ニーズなどを十分に聞き取りした上で、適切なサービスの利用に向けた手続きをご案内します。

- ◇希望するサービスが、新しい総合事業のみである場合は、日常生活の様子やお身体の状況に関する簡易な確認(「基本チェックリスト」)を行うことにより、サービス利用対象者としての判定を行うこととなるため、迅速なサービス利用が可能となります。
- ◇ただし、明らかに「要介護認定」が必要な状況である場合や、第2号被保険者(40~64歳)の 方については、現行どおり、速やかに要介護認定申請をご案内します。

また、基本チェックリストにより事業対象者となった場合でも、必要に応じて、随時、要介護認 定を申請していただくことは可能です。

※基本チェックリストとは…

高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25 項目の質問票であり、 手段的日常生活活動や運動機能、栄養、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつの状態をそれぞれ評価するものである。

「新しい総合事業」の相談窓口

河内長野市役所

名称	住所・電話番号・ファクス番号	主な担当地域
	〒 586-8501	
河内長野市役所	河内長野市原町 1-1-1	
いきいき高齢・福祉課	河内長野市役所 2階	市域全域
介護保険課	(電話) 0721-53-1111	
	(FAX) 0721-50-1088	

地域包括支援センター

名称	住所・電話番号・ファクス番号	主な担当地域
河内長野市東部 地域包括支援センター	〒586-0024 河内長野市西之山町 1-2 (電 話) 0721-52-0180 (FAX) 0721-52-0181	千代田小学校区 長野小学校区 川上小学校区
河内長野市中部 地域包括支援センター	〒586-0034 河内長野市上田町 155-5 (電 話) 0721-55-3451 (FAX) 0721-55-3452	三日市小学校区 南花台小学校区 加賀田小学校区 石仏小学校区 天見小学校区 美加の台小学校区
河内長野市西部 地域包括支援センター	〒586-0094 河内長野市小山田町 1701-1 (電 話)0721-56-6600 (F A X)0721-53-8080	楠小学校区 小山田小学校区 天野小学校区 高向小学校区